

監 査 結 果 報 告 書

第1 請求書の受理

1 請求人

住 所

氏 名

2 請求書の提出及び受理

本件請求は、令和3年3月12日に提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているとして受理した。

3 請求の要旨

請求人の主張の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

令和3年に執行見込みの、道の駅移転整備計画に伴う南田原の用地売買（約3万6927.5㎡を5億5229万7290円で購入）は違法、不当な公金の支出にあたり、町長に契約の中止を求める。契約成立後に売買が行われれば、不当に高額な支出額または適正価格との差額の返還を求める。監査委員には地方自治法第242条第4項にある監査終了までの売買契約の停止、または売買停止の勧告を含めた必要な措置を求める。

(2) 請求する理由

町の提示している金額は公示価格や市場の取引額と比較して著しく高額で、地方自治法第2条第14項や地方財政法第4条第1項の「最小経費、最大効果」の趣旨に反する。

町の提示している買収単価は2種類あり、1㎡あたり①1万4600円（約3万3000㎡）と②1万8000円（約3900㎡）で、その買収額から用地面積を除いた平均単価は1㎡あたり約1万5000円である。

まず、比較対象として固定資産税評価額から公示価格を算定する。購入予定の南田原の農地、3つの小字「北泓、宮ノ前、幾志」の固定資産税評価額は122円、149円、143円（令和2年5月に町税務課からの聞き取り）。仮に150円としても、路線価の係数である13と、7分の10（固定資産税評価額と公示価格の比率＝総務省基準）を乗じて2785円が公示価格と算定できる。この金額から比較すると約5.5倍弱で町は購入しようとしている。

次に市場における取引相場と比較する。農地であるため近隣の取引が少ないのは事実であるが、相場を町内の農地所有者に聞くと「1反（1000㎡）100万円」という声を多く聞く。1反100万円、1㎡1000円という数字を元にすれば、町の提示単価は15倍になる。もちろん比較するには客観的な売買価格の実例が必要で、これについては3月8日に平成20年以降の農地売買の単価がわかる資料を情報公開請求中であ

り、同22日までに提供される見込みである。

町は本買収単価について、平成20年3月開通の北野バイパス（川西篠山線）工事時の単価や経済状況と比較して「適正である」と主張している（令和元年12月13日、宮脇副長が上林議員の一般質問に対して答弁）が、公益性に疑いの余地がない県道の拡幅と、必ずしも移転する必要がない道の駅、収支見通しが怪しい道の駅の建設とを比較すること自体が誤りである。収支見込みについては、その資料の提出すら議会にされていないと、山田京子議員が本年2月25日以降の町議会で複数回証言している。また町が依頼した「不動産鑑定」（平成29年度予算で執行）は1人のみであり、合見積もりならともかく、この1つの鑑定評価のみを鵜呑みにする訳にはいかない。鑑定の要素に上記北野バイパス工事時の買収単価が含まれている可能性が大だからである。この鑑定評価書については、上記上林氏が情報公開請求したところ、俗にいうノリ弁＝真っ黒な評価書が公開された。これでは住民として価格の適正さを検討しようがなく、本年3月に入って私が再度情報公開請求をしたところである。以前は売買交渉中ということで非開示になったと推察されるが、地権者との合意を得て売買直前の今回は個人情報を除いた全面開示が予想される。この不動産鑑定評価書と前記町内農地売買の単価実例等は、監査請求期間中に随時証拠提出し、合わせて買収単価の不法性を陳述、主張する予定です。

次に手続きについての違法性と瑕疵を主張する。町はかねがね「事業者決定のあと用地売買を議会に諮る」としてきたが、本年2月の事業計画変更において、これを反故にし、入札公告が3月1日に始まったばかりの段階で用地売買を違法不当な金額で強行しようとしている。今回の計画変更においては8月下旬に事業者決定と町は説明しているが、以前の計画通り8月下旬以降に売買契約を行わない理由はない。本計画においては施設の具体的な提案は事業者がするとしており、その具体的な事業内容が確定しない限り、必要な用地面積は確定しない。また、入札が成立する保証はまったくない。以上の理由や適正なリスク管理の観点から、従前の説明通り事業者決定後に売買契約を行うのが相当である。平成29年以降の「いながわ創生特別委員会」の議事録を見ると、新道の駅内の予定施設が二転三転していることがわかる。一時は候補に挙がっていた観光農園が消えた時には必要面積は3万6000㎡から2万4000㎡に縮小された。駐車場も「200台超必要」「500台」「230台」と二転三転しており、今年2月の変更までの目玉とされてきた温浴施設（3300㎡）は2回目の消滅となるなど、事業計画そのものが、いい加減で、収支計画はもちろん、本当に3万6000㎡必要なのか疑わしい。状況を見ると、南田原の3万6000㎡を買収することが目的で、あとから道の駅移転を理由にしたのではないかと、との健全な疑念が発生する。なぜ事業者が決定する8月下旬以降に売買契約を交わさないのか、なぜ急いで契約を交わそうとするのか？まったくもって疑問だらけである。なお、平成29年2月3日の「いながわ創生特別委員会」の議事録には、町が現地（万善）においても約2・35倍の1万6000㎡まで拡張できると説明している。あとづけで施設を盛り込んで「3万6000㎡必要」というのは

合理性に欠ける。本当に3万6000㎡必要なのか議論、研究をしていない段階での買収強行は違法である。

「買収ありき」の疑いについてだが、前記平成29年2月3日の「いながわ創生特別委員会」の議事録に、町は「移転を決めたわけではない」とし、移転候補として木津、広根、南田原の3つを挙げ、南田原を最適地としている。が、西谷委員の方から「私も南田原に入っていくと」「ここの用地買収に（町が）来られましたという現実の話も聞いとるわけですよ」と暴露され、宮脇副長は北野と南田原の地権者と交渉した事実は認めたが「南田原が最有力、ここに移転する絵を書かせてくれという説明はしたが、その域は越えてない」と釈明するシーンが議事録に載っている。宮脇副長は平成27年度の調査で現道の駅について「移転しないと課題は解決できない」との認識を示している。

「いながわ創生特別委員会」において、この日初めて「移転するなら南田原が最適」との町の見解が示されているが、そのあと、ただの1回も「移転」や「南田原への移転」そのものが決定したとの表現は出てこない。住民や議会に移転案を示す前の買収交渉は町の独走という他なく、違法である。

また、これほどの事業計画の変更がありながら、住民への説明が「広報いながわ3月号」だけで、パブリックコメントの募集や、かつて49自治会中4自治会だけした住民説明会すらも開催しない、まったくもって新たな事業計画をほとんどの住民が知らない状況での用地売買強行は違法である。議会においても2月19日に紙切れ数枚の行政報告が渡され、町と議会の質疑の機会は2月25日の総務建設常任委員会の1回だけ。明らかに説明不足である。ちなみに事業計画の変更とは、目玉とされていた温浴事業者の撤退から整備費最大37億円が24億円に縮小され、町の実質負担が事業者の撤退次第で「9億円以上」になる可能性が出てきたこと等である。山田議員からは「このような重要な要素を広報紙に載せない」「住民報告会をしない」町の姿勢は「道の駅移転の是非以前の問題」と批判されている。

また、議会においては用地売買の単価が議論された形成はほとんどなく、あえて言えば前記上林議員の一般質問ぐらいである。たった一人の「不動産鑑定」を鵜呑みにし、自ら適正価格を調査することなく、違法不当な用地売買や価格を支持するのは「違法議決」のそしりを免れない。このような議論なき議会において承認されたとしても、ただちに住民との合意を得たとするのは早計である。

新道の駅には子育て支援センターも移転併設する計画だが、かねてから丸山純議員や下坊辰雄議員が「いながわ創生特別委員会」で用地そばの猪名川の水害や水没の危険性を指摘しており、また私や福井澄榮議員は、用地内がレベル2地震動で液状化する可能性（町が委託した地質調査書から）を指摘し、計画の見直しを求めてきた。浸水想定地への子育て支援センターの移転は言語道断、町内保護者の怒りを買うものであり、このような用地購入は違法である。

〈請求の理由〉は監査請求中に随時、証拠提出とともに陳述書等の提出を行う予定で

す。

(3) 除斥の要求

町議会における道の駅いながわ移転と用地購入推進派の巨頭である宮東豊一委員を、公正な監査の確保のために監査からの除斥を求める。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述の内容を総合的に判断して、猪名川町が実施する道の駅整備事業（以下「本件事業」という。）に伴う土地取得価格の違法性又は不当性及び本件事業の決定行為の違法性又は不当性を監査の対象とした。

2 監査対象課

地域振興部 産業労働課、農業環境課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき令和3年4月13日に証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、新たな事実を証する書面の提出及び請求の要旨に沿った陳述がなされた。

4 関係職員調査

令和3年3月30日に地域振興部長、産業労働課長、同課まち活性化推進室長、農業環境課長及び農業委員会事務局長から事情を聴取し、同年4月13日に地域振興部長、産業労働課長、同課まち活性化推進室長から事情を聴取した。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により以下の通り決定した。

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実の概要

(1) 本件事業の主な経緯

- ・平成28年3月、猪名川町地域創生総合戦略を策定。
- ・平成28年3月～平成29年7月、道の駅いながわ将来構想検討会（全8回）を開催。
- ・平成28年12月20日、道の駅いながわ機能拡大プロジェクトなどの地域創生にとって重要な施策の調査・研究を行うため、町議会において「いながわ創生対

策特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置。

- ・平成29年2月3日、特別委員会で「道の駅いながわ将来構想の検討経緯について」「道の駅いながわ活性化基本計画素案について」「農家アンケート集計結果（速報）について」説明。
- ・平成29年3月1日、道の駅いながわ活性化基本計画（素案）を策定。
- ・平成29年3月1日～24日、道の駅いながわ活性化基本計画（素案）に関するパブリックコメントを実施。
- ・平成29年3月5日、住民説明会（社会福祉会館大ホール）を実施。
- ・平成29年3月12日、住民説明会（ふらっと六瀬）を実施。
- ・平成29年4月～5月、官民連携可能性調査を実施し、PPP/PFI事業としての実現可能性に関する民間企業ヒアリング等を行った。
- ・平成29年5月26日、特別委員会で「道の駅いながわ機能拡充に関する住民説明会の結果について」「道の駅いながわに関する農家アンケート結果について」「道の駅いながわ官民連携可能性調査について」説明。
- ・平成29年7月、道の駅いながわ活性化基本計画（平成29年7月版）を策定。
- ・平成29年7月31日、特別委員会で「道の駅いながわ官民連携可能性調査結果について」「道の駅いながわ活性化基本計画について」説明。
- ・平成29年10月～平成30年1月、民間事業者ヒアリング（基本計画を基にした意見交換、進出意向調査）を実施。
- ・平成30年2月20日、特別委員会で「道の駅機能拡大プロジェクトに係る乗用車交通量について（平成29年11月調査分）」「道の駅いながわ活性化基本計画に係る民間企業ヒアリングの結果について」「道の駅機能拡大プロジェクトの今後の進め方について」説明。
- ・平成30年5月～11月、猪名川町道の駅いながわ整備推進有識者会議（全4回）を開催。
- ・平成30年6月～7月、マーケットサウンディング（民間事業者への説明会の開催、個別ヒアリング）を実施。
- ・平成30年8月6日、本件事業に係る用地購入費の算定のため、不動産鑑定登録業者であるA社に不動産鑑定評価を依頼。
- ・平成30年9月26日、A社の不動産鑑定士から鑑定評価書が町に提出された。
- ・平成30年11月20日、特別委員会で「道の駅機能拡大プロジェクトに係るマーケットサウンディング結果について」「道の駅いながわ活性化基本計画の変更案について」「道の駅機能拡大プロジェクトの今後の進め方について」説明。
- ・平成30年11月、道の駅いながわ活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定。平成29年7月策定版から主な変更点として温浴施設を追加。
- ・平成31年1月15日、不動産鑑定評価の結果をもとに、公共用地補償審査会に

において審査し、用地購入費の単価を最終決定。

- 平成31年1月30日、国土交通省近畿地方整備局により重点「道の駅」候補に選定される。
- 平成31年2月6日、特別委員会で「基本計画における事業概要について」「道の駅機能拡大プロジェクトの今後のスケジュールについて」説明。
- 平成31年3月、広報いながわで基本計画の内容を掲載。
- 平成31年4月～12月、住民説明会（自治会、まちづくり協議会等）を実施。
- 令和元年5月～、猪名川町道の駅整備PFI事業者選定委員会を開催。
- 令和元年6月、広報いながわ臨時号で道の駅機能拡大プロジェクトに関する特集を掲載。
- 令和元年6月4日、特別委員会で「道の駅機能拡大プロジェクトの進捗状況等について」説明。用地取得の時期について事業者選定後、町と事業者間において事業に対する基本協定を締結後に取得することを説明。
- 令和元年8月2日、特別委員会で「道の駅機能拡大プロジェクトの進捗状況等について」説明。
- 令和元年12月25日、特別委員会で「事業実施方針について」「業務要求水準書（案）について」「今後のスケジュールについて」説明。
- 令和2年1月、広報いながわで道の駅機能拡大プロジェクトに関する記事を掲載。
- 令和2年1月22日、実施方針の策定の見通し、実施方針及び業務要求水準書（案）を公表。
- 令和2年2月25日、本件土地の取得に係る用地購入費を含む令和2年度猪名川町一般会計予算（案）を令和2年3月町議会定例会に提出し、採決の結果、賛成多数で可決。（議決日：令和2年3月26日）
- 令和2年5月8日、新型コロナウイルス感染症拡大により、PFI事業者募集の延期を発表。
- 令和2年11月13日～26日、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う本件事業の参加意向の確認及び事業内容や条件見直しの必要性を把握するため、民間事業者アンケートを実施。
- 令和3年2月10日、町議会総務建設常任委員協議会で「民間事業者アンケート結果概要」「スケジュールについて」説明。
- 令和3年2月19日、行政報告として、「民間事業者アンケート結果概要」「公募条件の見直しについて」「スケジュールについて」「道の駅施設配置イメージ（参考図）について」全議員へ報告。公募条件の見直しの中で、温浴施設の代わりに屋外施設を導入すること、その見直しによる事業費等の変更等を報告。
- 令和3年2月22日、実施方針（改訂版）及び業務要求水準書（改訂版）（案）を公表。

- ・令和3年2月25日、特定事業の選定。
- ・令和3年3月、広報いながわで温浴施設から屋外施設への変更や事業者の帰責事由による対応の変更等について掲載。
- ・令和3年3月1日、入札公告及び入札説明書等を公表。
- ・令和3年3月5日、入札価格算定のための基準金利を公表。
- ・令和3年3月8日、全地権者との土地売買仮契約の締結が全て完了。
- ・令和3年3月12日、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第3条に定める財産を取得する場合の法第96条第1項第8号の規定に基づく議決を得るため、土地の取得についての議案を令和3年3月町議会定例会に提出し、採決の結果、賛成多数で可決された（議決日：令和3年3月12日）。本件議決により本契約としての効力が生じ、所有権移転登記完了後、町は令和3年3月24日までに売買代金をすべて支払った。

(2) 本件請求に係る土地売買契約の概要については、以下の通りである。

所在地	猪名川町南田原字幾志、字宮ノ前、字北泓
地目	田ほか
地積	36,927.50平方メートル（総筆数：46筆）
取得価格	5億5,229万7,290円

3 監査委員の判断

(1) 本件土地の取得価格について

請求人は、町の買取単価が農地の固定資産税評価額から算定した公示価格と比較して約5.5倍、農地の取引相場と比較して約1.5倍と著しく高値で、法第2条第14項や地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項の「最小経費、最大効果」の趣旨に反すると主張している。

地方公共団体の財産の取得については、法第149条第6項で地方公共団体の長の担当事務と規定しており、その場合の必要性や価格の妥当性の判断等、そこには長に広範な裁量権が認められている。

一般に、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（最高裁平成25年3月28日判決）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当である。

また、法第2条第14項では、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としており、地財法第4条第1項では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。これらの規定は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠

すべき一般的指針を示すもので、同時に地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるべきものであることから、常に能率的かつ効率的に処理すべきという、地方自治運営の基本原則を定めたものであって、これらの一般的指針・基本原則が、直ちに地方公共団体の事務処理の違法性又は不当性の判断基準となる具体的な法規範としての性質を有し、これらの規定が公金の支出を具体的に規制している根拠法規であるとまで解することはできない。また、この規定は地方公共団体の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、規定に基づく裁量行為については裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、この規定違反の違法性が肯定されるものと解する。

公共用地の取得価格については、公共事業の円滑な遂行と適正な損失補償が確保されなければならないという性質を有し、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）によれば、公共用地のため取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するという基本原則を定め、正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、環境、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものと定めている。

不動産鑑定については、不動産の鑑定評価に関する法律に基づいた国家資格を有する不動産鑑定士が、国土交通省の定めた不動産鑑定評価基準に則って行うことが原則とされている。本件で町が依頼した不動産鑑定士による鑑定も、これまでの行政が行ってきた公共事業の取引事例の単価や公示価格等を参考に、地価の時点修正も反映されており、不動産鑑定評価基準等に則って適正に行われているものと認められる。

また、不動産鑑定評価基準に規定されている不動産の価格に関する諸原則のひとつである最有効使用の原則によれば、「不動産の価格は、その不動産の効用が最高度に発揮される可能性に最も富む使用を前提として把握される価格を標準として形成される。この場合の最有効使用は、現実の社会経済情勢の下で客観的にみて、良識と通常の使用能力を持つ人による合理的かつ合法的な最高最善の使用方法に基づくものである。」と規定されている。また、同基準において「特に価格形成に影響を与える地域要因の変動が客観的に予測される場合には、当該変動に伴い対象不動産の使用方法が変化する可能性があることを勘案して最有効使用を判断すること。」とも規定されている。本件土地の評価において、不動産鑑定士が宅地見込地として鑑定評価を行った鑑定手法は、周辺状況を踏まえ、この最有効使用の原則により行われたものである。

なお、請求人は農地の取引相場と比較して高額であると主張するが、町内の農地における売買単価はあくまでも農地を農地として取引するという域を超えないもので、本件事業のように宅地見込地としての評価を決定する過程において何ら関係はないことから、本件土地の取得価格の相当性を判断する上で、比較の対象とはならない。

また、取得金額の決定に当たって不動産鑑定士に評価を依頼する場合、複数の不動

産鑑定士に依頼しなければならないとする規定はなく、一者のみに不動産鑑定評価を依頼したことが違法又は不当であるとは認められない。

以上のことから、町が、本件の不動産鑑定評価基準により行われた不動産鑑定評価の結果をもとに、公共用地補償審査会において審査し決定した用地購入費の単価によって本件土地を取得することは、裁量権の範囲内で行われた行為であり、その濫用も認められず、よって法第2条第14項及び地財法第4条第1項に何ら違反するものではないと判断する。

(2) 本件事業の決定行為について

本件請求及び陳述の内容の趣旨から、請求人は、土地の取得の前提となる本件事業そのものについて、土地の取得時期が変更されたこと、住民や議会への説明が不十分であること、議会での議論が不十分であること、水害・液状化の発生のおそれがあること等の事情から本件事業に係る土地の取得は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、住民監査請求において、財務会計行為の前提又は原因となる地方公共団体の事務を全て監査対象になし得るとすれば、地方公共団体の事務で公金の支出を伴わないものはほとんど存在しないことから、公金の支出と結び付けて構成しさえすれば、地方公共団体の行政活動のほとんどは、住民監査請求でその違法を問うことができることになりかねない。そこで、先行行為（非財務会計行為）の違法が、後行行為（財務会計行為）に承継されることになるのは、当該財務会計行為の前提又は原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、その原因行為を前提としてされた職員（町長）の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られると解するのが相当である（最高裁平成4年12月15日判決及び最高裁平成20年1月18日判決）。

そこで、請求人が主張する本件事業が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法又は不当が在るか否かについて検討する。

ア 用地取得時期を事業者決定後から事業者決定前に変更したことについて

用地取得時期については、町は、当初、事業者を選定し、町と事業者間において事業に対する基本協定を締結後に取得するとし、令和2年度予算として、用地購入費及び道の駅整備事業費の債務負担行為が議会で可決され、用地の取得並びに事業者の選定及び事業契約を令和2年度中に完了する予定としていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大という不可抗力により、当初予定していた事業者募集の時期を延期し、用地取得についても併せて延期している。その後、町は、民間事業者に対するアンケート調査も実施し、アフターコロナを見据えた事業内容の見直し等を行った結果、事業者の参入が見込まれ、再開スケジュールの目途もたったことから、全地権者承諾のもと公募に併せて用地取得を行うこととした。

本件事業は、全地権者の同意がある場合に限り、契約手続きへ移行することを前提条件としているが、一般的に用地交渉というのは時間が経過すればするほど状況が変化し、契約締結に至らないリスクは高まっていくとされており、実際、交渉開始から約2年間で権利関係の異動が複数件発生し、その度に再交渉となっている。仮に、町が土地を取得できなければ、事業者が参加検討する上でのリスクのひとつとなり、場合によっては、事業者から損害賠償を求められる可能性すらある。

よって、本件事業を進めていく以上、全地権者が合意しているこのタイミングで土地を取得することが、将来のリスクを考えた上で最善であるとした町の判断は妥当である。

また、令和3年3月12日の町議会定例会において土地の取得に関する議案審議の際にも、上記の旨の説明及び答弁が行われ、採決の結果、可決されている。

イ 必要な用地面積の議論・研究が不十分であるということについて

町は、本件事業の土地取得に当たり、道の駅の機能のひとつとしていた温浴施設を屋外ふれあい活動広場に変更しているが用地面積は変更していない。その理由として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、温浴施設の事業採算性が低下し、代わりに屋外型施設の整備を求めるという民間事業者の意見を受け、基本計画の目指す方針や長期的な事業の安定性、事業者の参入意欲等を総合的に検討した結果、温浴施設の代わりに屋外ふれあい活動広場として選定し、その面積は他の類似の施設等から1ha程度が妥当であると判断している。この町の判断は著しく合理性を欠き、町の裁量権を逸脱しているとはいえない。

ウ 南田原への道の駅移転案を住民や議会に示す前の買収交渉は違法であるということについて

平成30年11月に策定した基本計画の中で南田原が移転候補地として示されており、この基本計画に基づき、南田原への移転を前提として用地購入費の予算化をはじめ、議会に説明し、同意を得て事業を進めている。また、この基本計画は町ホームページで公開されており、住民や民間事業者が閲覧可能な状態が現在も継続している。

エ 事業計画の変更について、住民及び議会に対する説明が不十分であるということについて

町はこれまで、新たな道の駅に必要な機能、運営形態や整備場所等の検討に当たっては、外部の専門家等で構成する道の駅いながわ将来構想検討会や道の駅いながわ整備推進有識者会議で検討を行うとともに、本件事業はPFI手法で実施することから、サウンディング調査等により民間事業者の意見を取り入れながら検討してきた。そして、議会に対しては、平成28年12月20日に特別委員会が設置されて以降、特別委員会や常任委員会等へ随時説明や報告を行い、本件事

業に係る予算や土地の取得については議会の審議と採決を経て進めている。また、住民に対しても、要望のあった自治会等に対して住民説明会を実施し、町広報誌や町ホームページにおいて随時周知に努めてきた。

今回、温浴施設から屋外施設へ事業内容等が変更された件についても、住民への説明として令和3年3月号の町広報誌で掲載している。また、議会へは、令和3年2月10日の総務建設常任委員協議会で民間事業者アンケート結果概要及び事業スケジュールを報告し、また、同月19日には、民間事業者アンケート結果概要、公募条件の見直しについて、事業スケジュール及び道の駅施設配置イメージ（参考図）について全議員に対して報告している。その後、同月25日の総務建設常任委員会、3月3日の代表質問及び同月5日の一般質問でも本件事業に関連する議員からの質問に対してそれぞれ答え、同月12日に土地の取得に関する議案の審議の際にも説明及び答弁し、採決の結果、可決されている。

前述の説明・情報発信以外にも、計画変更については、町ホームページにて令和3年2月22日に「猪名川町道の駅整備事業実施方針改訂版」と「猪名川町道の駅整備事業業務要求水準書（案）改訂版」、同月25日に「特定事業の選定」、3月1日に「入札公告及び入札説明書」、同月5日に「入札価格算定のための基準金利について」をそれぞれ公表し、住民や民間事業者が閲覧可能な状態が現在も継続している。特に、令和3年2月22日に公表された「猪名川町道の駅整備事業業務要求水準書（案）改訂版」では、温浴施設が変更される前の基本計画（平成30年11月策定）で収支計画として示された概算事業費と同等のものが公表されている。これらは全て令和3年3月12日の土地の取得に関する議決及び同月24日までの売買代金の支払以前に行われたものである。

これらのことから、請求人の主張する「新たな事業計画をほとんどの住民が知らない状況での用地売買強行」や「収支計画が示されていない」といった事実はなく、町として一定の説明は実施してきたものと考えられる。

オ 用地買収金額について議会での議論が不十分であるということについて

本件事業に係る用地購入費については、町は、他の自治体同様に過去の事例等を踏まえ、不動産鑑定士の不動産鑑定評価を参考とし、公共用地補償審査会において審査の上決定し、その後、議会に諮り予算化されており、適正に手続きを進めてきたと認められる。

カ 子育て支援センターを水害・液状化の可能性がある土地に移転することについて

町防災マップにおける計画地の浸水深は、0.5m未満又は0.5～3.0m未満となっており、令和3年2月22日公表の猪名川町道の駅整備事業実施方針改訂版によれば平均で約90cmと想定されているが、道の駅は不特定多数が利用する公共施設となることから、浸水対策として前面道路である県道川西篠山線と

同等の高さまで盛土造成を行うことを公募条件とし、事業費の算出に当たっては
その工事経費も見込まれている。

また、液状化現象が発生する条件は、①緩い地盤であること、②地下水が存在
すること、③大きな地震の揺れの3条件すべてが重なるという極めて限定的な場
合であり、仮に発生したとしても直ちに人命に関わる規模の液状化が計画地全体
で発生することは考えにくく、また、子育て支援センターの建設に当たっては建
築基準法等の関係法令に照らし必要な対策がとられるものであると判断した町
の考えは著しく合理性を欠いているとまでは言えない。

以上のことから、本件事業が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保
の見地から看過し得ない瑕疵が存在するとはいえず、違法性又は不当性は認められ
ない。

(3) 監査委員の除斥について

請求人は、宮東監査委員を本件監査から除斥するよう求めているが、法第199条
の2の規定には該当せず、本件請求事実の直接の利害関係人とは認められないので除
斥しないことに決定した。

4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、措置する必要はないものと判断し、
主文の通り決定する。